

記載例

別記第11号様式(第7条関係)

診療科名を変更する場合は、事前に
保健所へ確認の連絡をお願いします。

変更後10日以内に提出
事前の書類提出は不可

年 月 日

江東区保健所長

殿

提出日を記入

注意

- ・広告できる診療科名は法令で定められています。
- ・詳細は2、3ページ目を必ずご確認ください。

住所 ▽▽県▽▽市▽▽3-3-3
開設者 医療法人社団 ○○○○
氏名 理事長 ○○ ○○
電話番号 ○○(○○○○) ○○○○
ファクシミリ番号 ()

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

診療所、歯科診療所又は助産所開設許可(届出)事項一部変更届

開設許可(届出)事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

名称	○○クリニック	
所在地	江東区○○1-1-1 △△ビル1階 電話番号○○(○○○○) ○○○○ ファクシミリ番号 ()	
開設許可(届出)年月日及び番号	○○年 ○月 ○日 第○○○号	
変更理由	理由を必ず記入	個人開設：開設届の受付印の年月日と番号 法人開設：開設許可書に記載された年月日と番号
変更年月日	○○年 ○月 ○日	
変更した事項	変更事項	診療科目 変更年月日を必ず記入
	変更前	○○科、△△科、◇◇科
	変更後	○○科、△△科、▼▼科 追加する診療科目によっては従事者・構造設備の変更届が別途必要な場合があります。事前に保健所へ確認の連絡をお願いします

注(1) 建物、敷地、用途、収容定員等の変更については、縮尺1/200以上の各室の用途を示した新旧平面図を添付すること。

(2) 管理者の変更については、臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書(顔写真付)を添付すること。法人開設の場合は、理事であることが確認できる書類を添付及び管理者が理事であることが職歴書に記載されていること。

(3) エックス線診療室等においては、放射線防護図を添付すること。(平面図及び立面図。縮尺1/50以上のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。)

6 診療科名について

広告できる診療科名は、法令で定められています。

医療法施行規則の改正により、平成20年4月1日より広告できる診療科名が大きく変わりました。単独の名称をもって診療科名とする従来の方法に加え、新たに一定のルールに従って診療科名を作ることができるようになりました。

施行期日以前に標榜していた診療科名（神経科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、肛門科、気管食道科）であっても、代替わりなど開設者が変更する場合は、新しい診療科名で開設の申請や届出をしなければなりません。

(1) 診療所

1. 単独の名称をもって診療科名とするもの

内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科（産科、婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科（放射線診断科、放射線治療科）、病理診断科、臨床検査科、救急科

2. 組合せにより診療科名とするもの

政令、省令で定められた事項	単独名称
①人体の部位等の名称 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝、 <u>頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳、脂質代謝</u>	+
②患者の性別又は年齢を示す名称 男性、女性、小児、老人、 <u>周産期、新生児、児童、思春期、老年、高齢者</u>	
③医学的処置のうち医学的知見等に照らし特定の領域を表す用語 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療、疼痛緩和、 <u>漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、骨髄移植、内視鏡、不妊治療、緩和ケア、ペインクリニック</u>	
④疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態の名称 <u>感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患、性感染症、がん</u>	
	内科 外科 精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科（産科、婦人科） 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科（放射線診断科、放射線治療科） 病理診断科 臨床検査科 救急科

※ 診療所の診療科名についての注意事項

組合せには次のようなルールがあります。

1) 上記①～④までの事項を複数組合せることができます。

例：老人心療内科（「内科」と「②老人」と「③心療」との組合せ）

2) 同じ分類に属する事項を、複数組み合わせることはできません。

例：「外科」と「②老人」と「②小児」とを組み合わせると「老人小児外科」とすることはできません。しかし、「外科（老人・小児）」又は「老人・小児外科」とすれば標榜することができます。

3) 不合理な組合せはできません。(厚生労働省令で以下のように規定されています)

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項
内科	整形、形成
外科	心療
アレルギー科	アレルギー疾患
小児科	小児、老人、老年、高齢者
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳
産婦人科	男性、小児、児童
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓

4) 診療科名を複数標榜するときは、文字を大きくする等、主たる診療科名がわかるようにしてください。また、勤務する医師1人に対して診療科名は2つ以内にしてください。

(2) 歯科診療所

1. 単独の名称をもって診療科名とするもの

歯科

2. 組合せにより診療科名とするもの

政令で定められた事項（現時点で <u>省令</u> の定めなし）	+	単独名称
①患者の年齢を示す名称 小児		歯科
②歯科医学的処置のうち歯科医学的知見等に照らし 特定の領域を表す用語 矯正、口腔外科		

※ 歯科診療の診療科名についての注意事項

組合せには次のようなルールがあります。

1) 上記①及び②の事項を複数組み合わせることができます。

2) 同じ分類に属する事項は、複数組み合わせることができません。

3) 不合理な組合せはできません。(省令で規定。現時点で規定なし。)

4) 診療科名を複数標榜するときは、文字を大きくする等、主たる診療科名がわかるようにしてください。また、勤務する歯科医師1人に対して診療科名は2つ以内にしてください。